

返戻金制度に関する事項

許可番号：13-コ-316171

1. 返戻金制度の対象

当社の紹介により入社した採用者が、入社日から6か月以内に本人の都合により退職した場合、受領済みの紹介手数料の一部を求人者へ返還します。

2. 在籍期間と返戻率

期間は入社日を起算日として暦月で計算します。応当日がない月は月末日を応当日とします。

入社後1か月未満の退職：紹介手数料の80%

入社後1か月以上3か月未満の退職：紹介手数料の50%

入社後3か月以上6か月以内の退職：紹介手数料の20%

入社後6か月を超える退職：返戻なし

返戻額は実際に受領した税抜紹介手数料を基準に算定し、対応する消費税相当額を加えて返還します。

3. 返戻の対象外

次の場合は、原則として本制度の対象外とします。

- ・ 求人者の都合による解雇、退職勧奨、事業縮小または倒産等による退職
- ・ 明示された労働条件との相違、賃金不払い、ハラスメント等、求人者に起因する事情による退職
- ・ 採用時に合意した有期雇用契約の期間満了による退職

4. 返戻の手続き

求人者は退職日から30日以内に、退職日および退職理由を書面または電子メールで当社へ通知してください。必要に応じ、退職の事実を確認できる資料の提出をお願いします。

当社は必要資料を受領し、返戻条件を確認した日から30日以内に、求人者指定口座へ返戻金を振り込みます。振込手数料は当社が負担します。